

議案第49号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日

西脇市長 片山 象三

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免を行うため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～10 (略)</p>	<p>11 <u>第9条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減額し、又は免除することができる。</u>  <u>(1) 新型コロナウイルス感染症（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</u>  <u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であつて、次のいずれにも該当するもの</u>  <u>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</u>  <u>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</u></p> <p>12 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。  <u>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</u>  <u>(2) 減額又は免除を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</u>  <u>(3) 減額又は免除を必要とする理由</u></p> <p>13 附則第11項の規定により保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市介護保険条例附則第11項から第13項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。